

標準方法特許の権利侵害

～ライセンス費の3倍の損害賠償額を認めた事例～

中国知的財産権訴訟判例解説（第48回）

西安西電捷通無線ネットワーク通信株式有限公司
原告

ソニー移動通信製品（中国）有限公司
被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

通信技術分野においては通信方法特許が国家標準特許に組み入れられ、また特許権者によりFRAND (Fair, Reasonable And Non-Discriminatory) 声明がなされていることが多い。

本事件では方法特許について権利が消尽するか、また標準特許に基づくFRAND声明が権利行使に影響を与えるか否か、損害賠償額をどのように決定するかが争点となった。

北京知識産権法院は、方法特許は消尽することなく、またFRAND声明により権利行使に影響を与えることはないとして特許権侵害を認め、また損害賠償額として実施料相当額の3倍である910万元（約1.5億円）を認める判決をなした¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

西安西電捷通無線ネットワーク通信株式有限公司（原告）は、“無線局域網移動設備安全アクセス及びデータセキュリティ通信方法”と称する発明特許権を所有している。特許番号はZL02139508.X（508特許）であり、508特許は2002年11月6日に出願され、2005年3月2日に登録された。

1 2017年4月17日北京知識産権法院判決（2015）京知民初字第1194号